

XII 民事介入暴力問題への取組

1 民事介入暴力対策委員会の概要

(1) 民事介入暴力対策委員会(以下「民暴委員会」という。)は、1980年に民事介入暴力問題対策委員会として9名の委員により時限委員会として発足した。1981年に現在の「民事介入暴力対策委員会」に改名、以後、各弁護士会が行う民事介入暴力事案の被害者救済及び同事案の事前防止に関する諸活動の援助、又は指導を目的とし、この目的達成のため、民事介入暴力及びその対策に関する情報・資料の収集、調査研究、警察庁その他官庁に対する協力・要請・連絡・協議、各弁護士会又はその会員による民事介入暴力被害者救済活動及び事前防止活動についての連絡調整等を行ってきた(委員会規則第3条)。

2018年12月時点の委員数は80名、幹事は22名となっている。

なお、2020年度には委員会発足40周年となり、大阪において、40周年記念の民事介入暴力対策拡大協議会を開催する方向で検討を進めている。

(2) 民暴委員会は、年8回、全体委員会を開催している。委員会の開催時間の約半分は部会での議論に充てられている。現在の部会は、暴力団組長責任研究及び市民・住民支援に関する部会(第1部会)、反社会的勢力との取引排除の法理研究及び実践に関する部会(第2部会)、不当要求に関する法理研究及び対策に関する部会(第3部会)、民暴対策制度研究に関する部会(第4部会)の4つである。

第1部会では、暴力団被害者救済の具体的事件、特に、民法第715条、同第719条、暴対法第31条の2に基づく組長に対する損害賠償案件、暴対法第32条の4(2012年改正)により新設された適格センター訴訟案件を中心に、被害者救済の手法に関する情報交換、理論・立証面での支援等を活動の中心としている。

第2部会は、2007年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせとして示された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(いわゆる「政府指針」)、及び2011年10月までに全都道府県で制定された暴力団排除条例により提唱された、反社会的勢力との一切の関係遮断、さらには、暴力団など

を中心とする反社会的勢力に対する社会全体の包囲網を強化するべく、銀行、証券、建築、不動産、運送等各種業界の契約書、取引約款への暴排条項の導入と効果的運用について研究し、提言を行っている。2011年1月には、国交省マンション標準管理規約への暴排条項導入を当連合会の意見として発出、その後、標準管理規約に暴排条項が導入されるに至った。また、反社会的勢力との取引排除のために必須である警察情報の提供の在り方についても研究を行っている。なお、近時、究極の暴力団対策ともいわれる暴力団離脱者対策についても、第2部会の研究対象となっている。

第3部会は、従前、行政を対象とした不当要求、すなわち、行政対象暴力対策に関する研究を行っていた。2009年から始まった国交省の用地取得業務への不当要求対策に関する当連合会・各弁護士会と国交省・各地方整備局、警察との連携体制は、第3部会の活動の成果である。2016年度からは、研究対象を行政に限らず民間に対する「不当要求」全般に広げる形となった。また、教育現場への不当要求も第3部会の研究テーマである。

第4部会が対象とする暴排の総合的な対策制度研究は多岐にわたるが、特に、暴力団等反社会的勢力の資金の把握及び剥奪、犯罪収益を得るためのツール対策、暴力団に対する課税等、海外における諸制度も参考にしつつ、総合的な対策を研究している。

これら4つの部会が、それぞれの研究対象のテーマを独自に、あるいは、他の部会と連携しながら、民事介入暴力被害の撲滅、更には、暴力団を始めとする反社会的勢力の撲滅に向けて活動を行っている。

ちなみに、民暴委員会は、殆どの委員・幹事が委員会活動に積極的に関与しており、例年7割を超える高い出席率を維持している。

委員会開催の前日には、警察庁(年4回)、最高検(年2回)との研究会を行ない、民暴対策に関する情報交換、研究を行っている。

(3) 民事介入暴力対策大会(民暴大会)・拡大協議会の開催(共催)

民暴委員会は、各都道府県弁護士会の民暴委員会と協力し、年2回、民暴大会及び拡大協議会を開催(共催)している。民暴大会の前半には、弁護士を対

象とした協議会が開かれ、各都道府県弁護士会の民暴委員を中心として、民暴対策に関する重要且つ先進的なテーマの研究発表を行っている。また、午後には開催される市民を対象とした大会では、開催地の警察、暴追センター等とともに暴力団対策に関する啓蒙活動を行っている。

直近の10年では、札幌、静岡、兵庫、横浜、香川(30周年記念大会)、埼玉、三重、広島、茨城、熊本、岐阜、和歌山、千葉、山口、帯広、長崎、徳島、福島、金沢、東京、京都、新潟にて大会(東京は拡大協議会)が開催されている。700名を超える弁護士が参加する協議会もあり、民暴対策の研究が、民暴委員のみならず多くの弁護士にとって有用かつ必要なスキルとなっている。

(4) 人権擁護大会シンポジウムの実施

2018年10月4日、青森市において開催された第61回人権擁護大会シンポジウムにおいて、民暴委員会は、消費者問題対策委員会、犯罪被害者支援委員会の協力を得て、「組織犯罪からの被害回復～特殊詐欺事犯の違法収益を被害者の手に～」をテーマとする第2分科会として発表を行った。

民暴委員会が人権擁護大会においてシンポジウムを開催するのは、1983年10月に開催された第26回人権擁護大会(金沢)以来、35年ぶりといわれる。

シンポジウムでは、年間400億円近い被害を生む特殊詐欺事犯において被害回復が殆ど行われていないこと、特殊詐欺の多くに暴力団の関与が見られ、特殊詐欺による犯罪収益が暴力団の資金源となっている可能性が高いことを踏まえ、民暴30周年記念香川大会、民暴山口大会から続く「ブラックマネー剥奪」の手法に関する研究を更に深めて、被害回復に繋げるべく、研究発表を行った。翌10月5日の人権擁護大会においては、「特殊詐欺を典型とする社会的弱者等を標的にした組織的犯罪に係る被害の防止及び回復並びに被害者支援の推進を目指す決議」が賛成多数で採択された。現在、民暴委員会では、同分科会の研究を引き継ぎ、第2部会、第4部会を中心に、上記決議を実践するための具体的な行動計画を策定中である。

(5) 海外視察

2014年11月に開催された民暴山口大会のテーマ

は「ブラックマネーの剥奪」であった。このテーマの研究のため、訪米調査団を結成し、連邦捜査局(FBI)、司法省(DOJ)、金融犯罪法執行ネットワーク(FinCEN)、内国歳入庁(IRS)を訪問し、調査研究を行った。

また、上記第61回人権擁護大会シンポジウム(2018年10月)のため、訪スイス調査団を結成し、チューリッヒ大学、Bar&Karrer法律事務所、スイス連邦外務省、チューリッヒ州検事局、スイス銀行協会、スイス連邦警察庁を訪問し、スイスにおける犯罪収益剥奪及び被害回復の制度について調査研究を行った。

(6) 意見書・会長声明、論文発表等

① 意見書

ア 暴力団事務所が周辺住民の人格権を脅かす存在であることは言うまでもないところ、240余の暴力団事務所のうち、競売・公売を所有権の取得原因とする暴力団事務所が1割を占めるのが現状である。そこで、当委員会の発案の下、「民事執行手続及び滞納処分手続において暴力団員等が不動産を取得することを禁止する法整備を求める意見書」が2013年6月に公表され、現在、法改正が進んでいる(後述)。

イ 暴力団の資金剥奪及び、公平な課税を目指す見地から、現在課税対象となっていない暴力団の上納金を課税対象とし得るとの研究結果に基づき、当委員会の発案の下、「暴力団の上納金に対する課税の適正な実施を求める意見書」(2017年2月)が公表された。

② パブリックコメントへの対応

国交省マンション標準管理規約の改正案に関するパブリックコメントに対する当連合会からの意見(2011年1月及び2015年11月)を当委員会が作成し、同省に提出した。

また、マンション標準管理委託契約書の改正案に関するパブリックコメントに対しても、当連合会からの意見(2016年5月)を作成し、同省に提出している。

③ 自由と正義

自由と正義63巻(2012年6月号)に「暴力団排除条例の施行と弁護士業務の留意点」、「暴力団対

策法の改正について」、「暴対法第31条の2に基づく組長訴訟の現状について」、「暴力団対策基本法(仮称)の構想」の4本の論文を掲載した。

④ 融資取引における暴力団排除条項の適用に関する手引き(会内資料)の作成

2015年12月、融資取引における暴力団排除条項の適用に関する基本方針、着眼点、具体的判断基準を明らかにした、会員向けの手引きを作成、公表した。

(7) 立法活動への関与

① 2011年に設置された暴対法改正に関する有識者会議に、当連合会推薦委員として民暴委員会から2名(委員長、事務局長)が参加した。翌2012年10月、「特定危険指定暴力団」、「特定抗争指定暴力団」への指定、適格都道府県センターが原告となる暴力団事務所使用差止請求訴訟制度等を内容とする改正暴対法が施行された。

② 2015年7月、「民事執行手続に関する研究会」が発足し、当連合会内部にバックアップ会議が組成され、民暴委員会からバックアップ会議のメンバーが派遣された。研究会では、法改正のテーマとして子の引渡し、財産開示制度とともに、競売手続からの暴力団排除が議論された。その後、法制審へ諮問、民事執行法部会の設置(2016年10月)、民事執行法の改正に関する中間試案が策定され(2017年10月)、民事執行法制の見直しに関する要綱(2018年10月)が決定されている。

(8) 出版

民暴30周年記念香川大会に合わせて、30周年記念論文集「反社会的勢力と不当要求の根絶への挑戦と課題」(出版社:金融財政事情研究会)を発刊した。

また、委員会発足20年から30年の10年間の委員会の活動をまとめた「民暴委員会30年の歩み」を発刊した。

尾崎 毅(第二東京)